

平成30年6月25日現在

機関番号：32699

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26370880

研究課題名(和文) ジェノサイドと財産問題 財産の移転と処分の類型化

研究課題名(英文) Genocides and Property Transfers: A Comparative Study

研究代表者

武井 彩佳 (Takei, Ayaka)

学習院女子大学・国際文化交流学部・准教授

研究者番号：40409579

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、ジェノサイドや強制移住など、大規模な人の殺害もしくは移動により生じた残置財産の処分と移転の事例を比較検証することで、これらに共通する「型」を浮き彫りにし、ここから20世紀に数多く見られた大量死や強制移住の本質に迫ることを目的とした。具体的には、ホロコーストにより生じたユダヤ人の相続人不在の財産の処分・移転と、ナチが二次大戦中に行った「民族ドイツ人」の実質的な強制移住により生じたドイツ系住民の財産のドイツ帝国への移転を比較した。この結果、国家が関与して財産を移す場合は対外債務の精算という形で処理されること、また損失の多い為替交換より、物資による支払いが好まれることが分かった。

研究成果の概要(英文)：This research attempted to compare the cases of property transfers in history, which were induced by genocides or large-scale population transfers, and to highlight the characteristics common to these transfers. Two cases were compared: the transfer of the heirless property left by the Holocaust, and that of the property of the Volksdeutsche, ethnic Germans who were forcibly removed from the East European countries to the German Reich through the Nazi "Heim ins Reich" program. In both cases, the properties were usually sold to the governments where the properties located, and their proceeds were transferred either through foreign exchange or in the forms of goods.

研究分野：ドイツ現代史

キーワード：ユダヤ人 財産移転 ナチズム 第二次世界大戦 民族ドイツ人 残置財産

1. 研究開始当初の背景

申請者は以前より、ホロコーストによりヨーロッパ各国に残されたユダヤ人の財産処分について研究してきた。その過程で、ホロコーストのような大量死や、強制移住などによる人の大規模な移動により、残置財産の問題が発生し、事後的に財産移転が試みられてきた例が複数あることに気づいた。例えば、20世紀初頭のトルコとギリシアの住民交換では、ギリシア人とトルコ人の財産が互いの国に残され、これを両国間のクリアリングで処分する体制が国際的につくられている。また、戦後の例だが、イスラエル建国によるパレスチナ難民問題の発生においては、パレスチナ難民の残置財産と、アラブ諸国に残されたユダヤ人の財産を、前述の住民交換の例にならって相殺することが検討されている。

つまり、特定の住民集団が不在となることで生じる財産問題は、20世紀の民族問題の共通項であると同時に、この問題への国家の対応からは、ジェノサイドや強制移住を支える社会経済構造が明らかになると思われる。こうした事例を比較検証することで、ジェノサイドや強制移住が発生し、これが繰り返される構造を浮き彫りにすることができるのではないかと考えた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、ジェノサイドや強制移住により生じた犠牲者集団の財産の処分、その移転、移転された財産の再配分には、どのような「型」が見いだされるのかを明らかにすることである。これらの型のメリット、デメリットをまず検証し、これより特定の型が選択される理由、これを支えるイデオロギーにはどのような特徴があるのかを考察する。

対象となるのは個人財産だが、これが一定規模の同族集団の財産である以上、国家に利益のある形での財産移転が試みされると予見される。20世紀前半の国際経済においては、これはどのように可能であったのか。

こうした点を検証することで、財産移転は、強制移住やジェノサイドを生み出す力学の確固たる構成要素であり、単なる随伴現象ではないことが明らかになると思われる。複数の事例を比較検証することで、20世紀に多くのジェノサイドや強制移住が発生した理由に迫ることを、本研究の最終的な目標として設定する。

3. 研究の方法

実際に比較的大きな規模で財産移転がなされたふたつの事例を比較する。

ひとつは、ホロコースト後になされたドイツからのユダヤ人財産の移転である。もう一つが、ナチ時代に「民族ドイツ人の帰還事業」として東欧のドイツ系住民がドイツへ実質的に強制移住させられた際に財産が残された事例である。前者については自身のこれまでの研究の実績があるため、本研究では後者

を主に検証した。

具体的には、「民族ドイツ人」の財産の信託管理を行う「ドイツ移住信託公社(DUT: Deutsche Umsiedlungs-Treuhand Gesellschaft m.b.H)」と、これがソ連などの東欧諸国で設立した現地子会社の史料を精査する。DUTは1939年11月3日にベルリンで設立され、定款は団体の目的を「帝国・民族ドイツ人の外国から帝国への移住に際して、その財産権に関する業務の遂行」としている。移住ための一種の「銀行」と位置づけられるものである。DUT 現地子会社としては、エストニアの「ドイツ信託管理(DT)」(タリン)、ラトヴィアの「移住信託株式会社(UTAG)」(リガ)、イタリアの「ドイツ清算信託(DAT)」(ボーツェン/ボルツァーノ)、ルーマニアの「ドイツ移住清算所(DAS)」(ブカレスト)がある。また、現地で民族ドイツ人の出国に関わったドイツの領事館、外務省等の史料も利用する。これらの史料はベルリンの連邦文書館にあり、大半が閲覧可能である。

これらの会社による財産の査定基準、売却方法、財産の国外への持ち出し方法などを比較検証する。特に、国家間のクリアリングシステムの構築や、石油など物資による支払、もしくは軍隊の占領費の肩代わりなど、便宜の提供等の形で行われる財産移転のあり方を示し、これを類型化する。

4. 研究成果

2つの事例を比較したことから、以下のような共通点が浮かび上がった。

残置財産の処分の第一段階は、不在となった集団の利益を代弁するという位置づけの信託会社を設立することである。これを通して精算処分する。これらは国家的な利益を代弁しつつも、経済原理に支配される会社である。このため、最大限の利益の確保がなされる手段が模索される傾向がある。

残置財産の処分の形態としては、個別の売却による現金化と、一括して財産所在国に売却する方法とがある。後者の場合、所在国の政府と同意する必要があるが、問題の迅速な解決が可能となるためメリットがあると考えられた。特に不動産が多数・他箇所に残されているような場合は、土地総額を査定して、一括売却された。

現金化された財産は、為替交換で移転するか、所在国の政府が物資で支払う形態を取る。為替交換は損失が大きいため、特別な為替レートを合意する必要がある。物資での支払いは通常、財産の所在国の生産物や石油などの現物でなされることが多い。名目上、移転は財産所在国による対外債務の精算という形を取る。

移転された財産は、もとの財産所有者に

対して補償されねばならないが、これは実際には国による移民への富の再配分という形を取るため、国に有益と見なされた移民を優遇する形で補償がなされる。したがって本来個人財産の処分と移転であった問題は、国家対国家のクリアリングと貿易の問題へと必然的に変質する。

以上のような分析から、不在集団の財産移転がなされることにより、ジェノサイドや強制移住の実施が経済的にも支えられる構造ができあがることが分かった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 4件)

武井彩佳、ホロコースト「現場」への考古学的アプローチ：テクノロジーが開く新たな次元、現代史研究、査読有、63号、2017、52-62

武井彩佳、和解のリアルポリティクス：ドイツ人とユダヤ人、史境、査読なし、第73号、2017、1-12

武井彩佳、アフーマティブ・アクションの政治：ユダヤ人に対する入国管理を中心に、ドイツ研究、査読有、50号、2016、31-46

武井彩佳、強制移住と財産移転：民族ドイツ人の「帰還事業」を中心に、現代史研究、査読有、60号、2014、1-19、DOI: https://doi.org/10.20794/gendaishikenkyu.60.0_1

〔学会発表〕(計 10件)

武井彩佳、ホロコースト裁判の展開：2011年デムヤニク判決に至るドイツの軌跡、西日本ドイツ現代史学会、2018年3月30日、岡山大学

武井彩佳、冷戦の力学とパレスチナ問題：ヨーロッパ現代史の視点から、パレスチナ/イスラエル研究会、2018年3月11日

武井彩佳、東欧の「ホロコースト現場」の現在、科研共同研究「ソ連・東欧におけるホロコーストの比較研究」報告会、2018年3月3日、北海道教育大学

武井彩佳、東欧の「ホロコースト現場」の現在、ドイツ現代史学会、2017年9月22日、共立女子大学

武井彩佳、ドイツ戦後処理の再検証、日本記者クラブ、2017年3月16日、東京

武井彩佳、和解のリアルポリティクス：ドイツ人とユダヤ人、筑波大学歴史人類学会、2016年11月6日、筑波大学

武井彩佳、ドイツとユダヤの和解、日本記者クラブ、2015年6月26日、東京

武井彩佳、マイノリティの「特権」言説について：ドイツのユダヤ人の場合、日本ドイツ学会、2015年6月20日、東京大学

武井彩佳、ドイツとユダヤの和解、2015年4月22日、日本記者クラブ、東京
武井彩佳、ポスト・メモリーの時代 継承される「アウシュヴィッツ」、早稲田大学公開シンポジウム、2015年4月18日、早稲田大学

〔図書〕(計 4件)

武井彩佳、みすず書房、＜和解＞のリアルポリティクス ドイツ人とユダヤ人、2017、288

ウェンディ・ロワー著、武井彩佳監訳、明石書店、ヒトラーの娘たち ホロコーストに加担したドイツ女性、2016、328
石田勇治・福永美和子編、武井彩佳他、勉強出版、現代ドイツへの視座 歴史学的アプローチ(1)想起の文化とグローバル市民社会、2016、253-277

大内宏一編著、武井彩佳他、彩流社、ヨーロッパ史の中の思想、2015、333-360

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

武井彩佳 (Takei, Ayaka)

学習院女子大学・国際文化交流学部・准教授
研究者番号：40409579

(2)研究分担者

()

研究者番号：

(3)連携研究者 ()

研究者番号 :

(4)研究協力者 ()